

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 712 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 712 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 12 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 6 年 12 月 20 日（金） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

15 番	大嶋	英二
16 番	神谷	登
17 番	鈴木	千代子
18 番	竹内	敬三
19 番	富田	勇治

・欠席委員

（農業委員）

欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 14 番 稲葉 きみ子

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 712 回）

令和 6 年 12 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 4 条の規定による届出について（許可の制限除外案件）	
4	報告 3	農地法第 5 条の規定による届出について	
5	報告 4	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
6	報告 5	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
7	報告 6	農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 4 条の規定による許可申請について	
10	議案 3	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
11	議案 4	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（農地中間管理事業法第 19 条の 2）	
12	議案 5	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第 19 条）	
13	議案 6	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	
14	議案 7	基盤強化法第 19 条第 6 項の規定による農業委員会の意見について（地域計画策定）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
 事務局 下谷 敏信
 花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 712 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名中 5 名の出席をいただいております。

なお、14 番、稲葉きみ子委員から欠席のご連絡をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1 「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、日程第 7、報告第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、報告第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までをご説明します。

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内で自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の 2 件です。畑が 2 筆、田が 1 筆で、転用面積は合計で 539 m²の届出がありました。転用目的は、住宅と駐車場がそれぞれ 1 件ずつです。

次に、報告第 2 号『農地法第 4 条の規定による届出について（許可の制限除外案件）』をご説明します。所有者自ら農業用施設などへ転用する面積が、2 a 未満の場合に届出がされるもので、議案書 2 頁の 1 件です。田が 1 筆で、転用面積は 189 m²です。転用目的は、農業用倉庫です。

次に、報告第 3 号『農地法第 5 条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 3 頁から 5 頁までの 9 件です。畑が 12 筆、田が 2 筆で、転用面積は合計で 2,139.21 m²の届出がありました。転用目的は、住宅が 6 件、宅地が 2 件、ドックランが 1 件です。

以上の報告案件については、局長専決処理のうえ受理通知した旨を報告します。

次に、報告第 4 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 6 頁から 8 頁までの 6 件です。畑が 24 筆、田が 7 筆で、面積は合計で 18,345.68 m²の届出がありました。

次に、報告第 5 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る合意による解約通知で、議案書 9 頁から 10 頁までの 4 件です。畑が 8 筆、田が 2 筆で、面積は合計で 4,694 m²の通知です。

最後に、報告第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』をご説明します。農業用倉庫やビニールハウスの建築で農業用施設用地に転用するため、農業振興地域整備計画の用途区域の変更で、議案書 11 頁の 3 件です。畑が 1

筆、田が9筆で、面積は合計で7,136 m²の届出です。内容については、協議会にて説明させていただいたとおり、用途区域を農業用施設用地に変更するものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第6号までの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第8、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の1件ですが、取下げ願が提出されましたので、この議案の審査を行わないことといたします。

次に、日程第9、議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、所有者自ら行う農地転用で、議案書13頁の愛知県知事の許可案件1件です。内訳は、田が5筆で、転用面積は935 m²の申請です。

この案件は、農業用施設を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、概ね10ha以上の一団の農地の区域にある農地となりますので、農地区分は、第1種農地に該当します。許可の判断基準は、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他地域の農業の振興に資する施設のうち、農業用施設に該当します。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、鈴木千代子委員どうぞ。

(鈴木千代子 委員)

1番の申請地は、土地造成で盛り土をしますが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック積みを施します。雨水は、集水桝で集水後、調整池を経由して南側の水路へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などありませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を裁決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第10、議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明いたします。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書14頁の愛知県知事の許可案件1件です。内訳は、畑が1筆で、転用面積は365㎡の申請です。

この案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。区分の要件が、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地となりますので、農地区分は第1種農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。

なお、この案件につきましては、今年9月の農業委員会総会において、農振農用地除外案件としてご審議いただいた案件でございます。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

1番の申請地は、土地造成は切土と盛り土をしますが、周辺にはコンクリートブロック積みを施します。雨水は、雨水桝で集水後、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすること

に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は委員会の「意見なし」で愛知県知事へ送付することに決定します。

次に、日程第11、議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』の125件を上程します。このうち、申請番号6992番から7004番までの13件は本田貴士委員が、申請番号7005番の1件は、私、久野一弘委員と大嶋英二委員が、申請番号7006番から7020番までの13件は、私、久野一弘が、申請番号7073番から7074番までの2件は小島春男委員が、議事参与の制限に該当する案件です。始めに、議事参与の制限に該当しない申請番号6990番から6991番までと、申請番号7021番から7072番までと、申請番号7075番から7120番までの96件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』のうち申請番号6990番から6991番までと、申請番号7021番から7072番までと、申請番号7075番から7120番までの96件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書15頁から16頁までと、30頁から54頁までと、56頁から78頁までの96件です。畑が42筆、田が93筆で、面積は合計で136,087㎡の申請です。借り手は、市内の方が16名、市外の方が5名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第4号のうち申請番号6990番から6991番までと、申請番号7021番から7072番までと、申請番号7075番から7120番までの96件を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち申請番号6990番から6991番までと、申請番号7021番から7072番までと、申請番号7075番から7120番までの96件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第4号のうち申請番号6992番から7004番までの13件は本田貴士委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、本田貴士委員は退室をお願いします。

(本田委員 退室)

(久野一弘議長)

それでは、議案第4号のうち本田貴士委員が議事参与案件である申請番号6992番から7004番までの13件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号のうち議事参与案件である申請番号6992番から7004番までの13件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として「農用地利用集積計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書16頁から22頁までの13件です。田が19筆で、面積は合計で22,094㎡の申請です。いずれも借り手の本田貴士委員へ利用権を設定するもので、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第4号のうち申請番号6992番から7004番までの13件を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち申請番号6992番から7004番までの13件は、原案のとおり決定いたします。本田貴士委員は入室してください。

(本田委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、議案第4号のうち申請番号7073番から7074番までの2件は、小島春男委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、小島春男委員は退室をお願いします。

(小島委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号のうち小島春男委員の議事参与案件である申請番号7073番から7074番までの2件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号のうち議事参与案件である申請番号7073番から7074番までの2件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として「農用地利用集積計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間

保有して利用権を設定するもので、議案書 55 頁の 2 件です。畑が 1 筆、田が 2 筆で、面積は合計で 2,819 m²の申請です。いずれも借り手の小島春男委員へ利用権を設定するもので、令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第 4 号のうち申請番号 7073 番から 7074 番までの 2 件を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 4 号のうち申請番号 7073 番から 7074 番までの 2 件は、原案のとおり決定いたします。小島春男委員は入室してください。

(小島委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、議案第 4 号のうち申請番号 7005 番の 1 件は、私、久野一弘と大嶋英二委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。そのため、私、久野一弘は退室します。また、大嶋英二委員は退室してください。ここからは、大府市農業委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、鈴木広子副会長に議長をお願いします。

(会長・大嶋委員 退室 / 議長交代)

(鈴木広子 議長)

それでは、議案第 4 号のうち久野一弘委員と大嶋英二委員の議事参与案件である申請番号 7005 番の 1 件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 4 号のうち議事参与案件である申請番号 7005 番の 1 件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として「農用地利用集積計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書 23 頁の 1 件です。田が 1 筆で、面積は 1,342 m²の申請です。この案件は、借り手の久野一弘委員へ利用権を設定するもので、令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(鈴木広子 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(鈴木広子 議長)

特にないようですので、議案第4号のうち申請番号7005番の1件を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

(鈴木広子 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち申請番号7005番の1件は、原案のとおり決定いたします。大嶋英二委員は入室してください。

(大嶋委員 入室)

(鈴木広子 議長)

次に、議案第4号のうち久野一弘委員の議事参与案件である申請番号7006番から7020番までの13件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号のうち議事参与の案件である申請番号7006番から7020番までの13件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として「農用地利用集積計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書23頁から29頁までの13件です。田が19筆で、面積は合計で19,646㎡の申請です。いずれも借り手の久野一弘委員へ利用権を設定するもので、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(鈴木広子 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(鈴木広子 議長)

特にないようですので、議案第4号のうち申請番号7006番から7020番までの13件を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(鈴木広子 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち申請番号7006番から7020番までの13件は、原案のとおり決定いたします。久野一弘委員は入室してください。

(久野委員 入室)

(鈴木広子 議長)

これで、久野会長の議事参与の案件が終了しましたので、議長を久野会長にお返しします。

(議長交代)

(久野一弘 議長)

次に、日程第 12、議案第 5 号『基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）』の 35 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 5 号『基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書第 79 頁から 91 頁までの 35 件です。畑が 42 筆、田が 15 筆で、面積は合計で 49,365 m²の申請です。借り手は、市内の方が 20 名、市外の方が 7 名で、いずれの借り手も、令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第 5 号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 5 号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第 13、議案第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』の 3 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』についてご説明します。議案書 92 頁の 3 件で、面積は合計で 3,269 m²の申請がされており、農業委員会に意見を求められています。内容につきましては、協議会にて説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり他の土地に変えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について、久野恵子委員どうぞ。

(久野恵子 委員)

1 番の申出地の農振除外後の農地区分は第 1 種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2 番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

2 番の申出地の農振除外後の農地区分は第 2 種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3 番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

3 番の申出地の農振除外後の農地区分は第 1 種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第 6 号を採決します。本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 6 号は委員会の意見「なし」で、市長に回答することに決定いたします。

次に、日程第 14、議案第 7 号『基盤強化法第 19 条第 6 項の規定による農業委員会の意見について（地域計画策定）』の 1 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第7号『基盤強化法第19条第6項の規定による農業委員会の意見について(地域計画策定)』についてご説明します。議案書93頁の1件で、令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正によって、地域計画と目標地図を作成することが義務付けられ、目標地図の素案は農業委員会が作成し、地域計画は市が作成するもので、市から農業委員会に地域計画(案)の意見を求められています。始めに、別冊「大府市地域計画(案)」の1頁をご覧ください。この計画では、目標年度を10年後の令和16年度としています。次に、「1地域における農業の将来の在り方」のうち「(1)地域計画の区域の状況」では、地域計画の区域を備考欄で「区域内の農用地等面積」を定義しています。この定義を基に目標地図の範囲を定めています。次に、2頁をご覧ください。「(3)地域における農業の将来の在り方」として、目標年度までに、大府地区、横根・北崎地区、共和地区、長草地区、吉田地区の5つの地区の特徴を生かした農業が営まれている状態を目指します。次に、「2農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」では、農地の集積率の目標を80%とする予定です。次に、将来にわたり地域の農業を支えていく者として目標地図に位置付けるものは、4頁から7頁までの95名を予定しています。大府市地域計画(案)の詳細については、協議会にて説明したとおりです。なお、8頁以降の「6目標地図」については、9月の総会で素案としてお示しした内容と変更はないので、説明を省略させていただきます。

説明は以上です、よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第7号を採決します。本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき「意見はなし」とすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第7号は、委員会の「意見なし」で、市長に回答することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第712会総会を閉会します。